

新	旧
<p>2 - 15 記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査  <u>牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記載事項の変更及び警察からの依頼に基づく車両鑑定等に係る保安基準適合性について審査依頼があった場合には、書面等適切な方法により審査を実施するものとする。</u>  <u>なお、自動車検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の審査依頼の場合であって、自動車の提示がなく審査に必要な測定ができないとき及び審査に必要な値が不明なときは、申請者に対し審査できない旨通告する。</u></p> <p>2 - 16 車台番号の打刻 (略)                  2 - 17 出張検査 (略)                  2 - 18 街頭検査等 (略)</p> <p>3 - 3 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄                  (1) 検査票2の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1(2)又は5 - 2 - 1(2)により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3 - 3 - 9(7)の状態で計測した数値とする。)を記載するものとする。                  ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用証明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。                  (2)(略)</p>	<p>2 - 15 車台番号の打刻 (略)                  2 - 16 出張検査 (略)                  2 - 17 街頭検査等 (略)</p> <p>3 - 3 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄                  (1) 検査票2の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1(2)又は5 - 2 - 1(2)により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3 - 3 - 9(7)の状態で計測した数値とする)を記載するものとする。                  ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用証明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1(2) 又は5 - 2 - 1(2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。                  (2)(略)</p>

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ~ 5-2. (略)	(略)	(略)
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流重化処理土 容積 5.78m <sup>3</sup> 比重 1.65
6. 被牽引自動車(牽引自動車の車名及び型式以外の場合 型式が「不明」の場合(型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記))	牽引自動車の車名及び型式 以外の場合 型式が「不明」の場合 (型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記)	牽引車 日野 P - A A 牽引車 フォード不明 (ABDE1234)
6-1. 被牽引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有する牽引自動車で牽引されるもの  (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されている牽引自動車で牽引されるもの	第五輪荷重が分担する荷重  牽引自動車に速度制限装置が装着されている旨  保安基準適合性の検討条件 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の 場合 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	第五輪荷重 7690kg 以上  牽引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W - A A、運輸 W - A B には速度制限装置付  運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討  運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ~ 5-2. (略)	(略)	(略)
6. 被牽引自動車	牽引自動車の車名及び型式	牽引車 日野 P - A A
6-1. 被牽引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有する牽引自動車で牽引されるもの  (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されている牽引自動車で牽引されるもの  (3) 牽引自動車の型式が「不明」のもの	第五輪荷重が分担する荷重  牽引自動車に速度制限装置が装着されている旨  保安基準適合性の検討条件 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の 場合 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	第五輪荷重 7690kg 以上  牽引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W - A A、運輸 W - A B には速度制限装置付  運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討  運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討  牽引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記 フォード 不明(A B D E 1234)



F S : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N) 。ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さいもの場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とする。なお、駐車ブレーキ力が不明なものは、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考

牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

主ブレーキを備えた牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからオまでで算出された重量以下の申請された値 (10kg 未満は切捨て) とする。

ア  $0.85 F S - M = m$

イ  $7.36 \left[ \frac{V^2}{147 (S v - 0.1V)} - 1 \right] M = m$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$7.36 \left[ \frac{a}{5.67} - 1 \right] M = m$

ウ  $164.51 \times K W - 1900 - M = m$

エ  $4 \times W d - M = m$

オ  $1,990 = m$

主ブレーキを省略した牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからかまでで算出された重量以下の申請された値（10kg未満は切捨て）とする。

ア  $0.85 F S - M = m$

イ  $\left[ \frac{V^2}{147(SV - 0.1V)} - 1 \right] M = m$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあっては、次式により算出する。

$$\left[ \frac{a}{5.67} - 1 \right] M = m$$

ウ  $M / 2 = m$

エ  $164.51 \times KW - 1900 - M = m$

オ  $4 \times Wd - M = m$

カ  $750 = m$

(4) (略)

3 - 4 - 6 記載事項変更等に係る通知

2 - 15の規定による審査を実施した場合には、3 - 4 - 1から3 - 4 - 5までの規定にかかわらず、その結果を審査依頼元に通知するものとする。

なお、2 - 15なお書きの規定により、申請者に審査できない旨通告した場合には、その旨を審査依頼元に通知するものとする。

(3) (略)

<p>4 - 16 乗用車の制動装置 4 - 16 - 7 - 2 - 1 テスタ等による審査 (1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の<u>基</u>準に適合するものでなければならない。 (2) (略)</p> <p>4 - 17 二輪車の制動装置 4 - 17 - 6 - 2 - 2 視認等による審査 制動装置は、<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 ~ (略)</p> <p>4 - 18 大型特殊自動車等の制動装置 4 - 18 - 11 - 2 - 3 書面等による審査 (1) 制動装置は、<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 、 (略)</p> <p>4 - 18 - 13 - 2 - 2 視認等による審査 制動装置は、<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 ~ (略)</p> <p>4 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 4 - 20 - 1 - 1 視認等による審査 (1) (略) (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、<u>4 - 15 - 2 - 1 (3)</u>の基準及び<u>次</u>の基準に適合しなければならない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係) <u>4 - 15</u>又は<u>4 - 16</u>の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 2 (2)</u>の基準 <u>4 - 18</u>の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 18 - 2 - 2 (2)</u>の基準</p> <p>(3) <u>4 - 19 - 2 - 2 (3)</u>及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで<u>4 - 15 - 2 - 1 (3)</u>及び<u>4 - 18 - 2 - 1 (3)</u>の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係) (4) (略) (5) 牽引自動車 (最高速度 35km /h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (慣性制動装置を</p>	<p>4 - 16 乗用車の制動装置 4 - 16 - 7 - 2 - 1 テスタ等による審査 (1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 (2) (略)</p> <p>4 - 17 二輪車の制動装置 4 - 17 - 6 - 2 - 2 視認等による審査 制動装置は<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 ~ (略)</p> <p>4 - 18 大型特殊自動車等の制動装置 4 - 18 - 11 - 2 - 3 書面等による審査 (1) 制動装置は<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 、 (略)</p> <p>4 - 18 - 13 - 2 - 2 視認等による審査 制動装置は<u>次</u>の基準に適合するものでなければならない。 ~ (略)</p> <p>4 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 4 - 20 - 1 - 1 視認等による審査 (1) (略) (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、<u>4 - 15 - 2 - 2 (2) ア</u>の基準及び<u>次</u>の基準に適合しなければならない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係) <u>4 - 15 - 2 - 1 (2)又は(3)</u>の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 1 (2)</u>の基準 <u>4 - 15 - 2 - 1 (5)</u>の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 1 (5)</u>の基準</p> <p>(3) <u>4 - 15 - 2 - 1 (7)</u>及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで<u>4 - 15 - 2 - 2 (2) ア</u>及び<u>4 - 15 - 2 - 2 (2) ウ</u>の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係) (4) (略) (5) 牽引自動車 (最高速度 35km /h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (慣性制動装置を</p>
---	---

<p>備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第16条第5項関係、細目告示第94条第5項関係)</p> <p><u>4-15</u> 又は <u>4-16</u> の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-2(2)</u> の基準</p> <p><u>4-17</u> の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-17-2-2(2)</u> の基準</p> <p><u>4-18</u> の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-18-2-3(3)</u> 及び <u>4-18-2-2(2)</u> の基準</p> <p>(6) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(細目告示第16条第6項関係)</p> <p>(7) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第16条第7項関係、細目告示第94条第7項関係)</p> <p><u>4-15</u>の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-3(3)</u> の基準</p> <p><u>4-18</u>の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-2(2)</u> の基準</p> <p>(8) <u>4-16</u>の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.及び<u>4-15-2-1(3)</u>の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第16条第8項関係、細目告示第94条第8項関係)</p> <p>4-20-5-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2) 及び4-18-14-2-1(2) の基準に適合しなければならない。この場合において、4-18-14-2-1(2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</u></p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>4-20-6-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車と被牽引自動車とを連</u></p>	<p>備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第16条第5項関係、細目告示第94条第5項関係)</p> <p><u>4-15-2-1(2)又は(3)</u>の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-1(2)</u> の基準</p> <p><u>4-15-2-1(4)</u>の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-1(4)</u> の基準</p> <p><u>4-15-2-1(5)</u>の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-3(2)ア</u>及び<u>4-15-2-1(5)</u> の基準</p> <p>(6) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(細目告示第16条第6項関係、細目告示第94条第6項関係)</p> <p>(7) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第16条第7項関係、細目告示第94条第7項関係)</p> <p><u>4-15-2-1(2)</u>の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-3(2)エ</u>の基準</p> <p><u>4-15-2-1(5)</u>の自動車に牽引される場合にあっては、<u>4-15-2-1(2)</u> の基準</p> <p>(8) <u>4-15-2-1(3)</u>の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.及び<u>4-15-2-2(2)ア</u>の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第16条第8項関係、細目告示第94条第8項関係)</p> <p>4-20-5-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2) 及び4-18-14-2-1(2) の基準に適合しなければならない。この場合において、4-18-14-2-1(2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</u></p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>4-20-6-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車と被牽引自動車とを連</u></p>
--	---

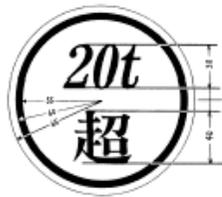
<p>した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 20 - 7 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2)の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 20 - 8 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>4 - 15 又は4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準</p> <p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 20 - 13 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>、(略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 14 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>4 - 15 又は4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準</p>	<p>結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 20 - 7 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2)の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 20 - 8 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>4 - 15 又は4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準</p> <p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 - 20 - 13 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>、(略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 14 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>4 - 15 又は4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準</p>
--	---

<p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 15 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 16 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 17 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 18 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結</p>	<p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 15 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 16 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 17 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係) 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準 (2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 18 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連</p>
--	---

<p>した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準</p> <p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 19 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 1 (2) 、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 20 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 1 (2) 、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 21 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 22 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p>	<p>結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準</p> <p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>4 - 20 - 19 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 1 (2) 、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 20 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 1 (2) 、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 21 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>4 - 20 - 22 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、<u>牽引自動車</u>と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p>
--	---

<p>4 - 24 高圧ガスの燃料装置 4 - 24 - 5 - 1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4 - 22 - 1 - 1 (1) から までに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(細目告示第 98 条第 2 項、第 176 条第 2 項関係)</p> <p>4 - 26 車枠及び車体 4 - 26 - 1 - 1 視認等による審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)</p> <p>(略)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、4 - 29 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取り付けられているもの(参考図) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p> <p>4 - 28 車体表示 4 - 28 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車(被牽引自動車を除く。)の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあつては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)</p>	<p>4 - 24 高圧ガスの燃料装置 4 - 24 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4 - 22 - 1 - 1 から までに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(細目告示第 98 条第 2 項、第 176 条第 2 項関係)</p> <p>4 - 26 車枠及び車体 4 - 26 - 1 - 1 視認等による審査</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)</p> <p>(略)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、4 - 23 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取り付けられているもの(参考図) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p> <p>4 - 28 車体表示 4 - 28 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車(被牽引自動車を除く。)の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあつては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)</p>
--	--

様式



備考

- (1) 色彩は、線画及び文字を黒色とし、線及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

4 - 28 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車（被牽引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。（平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係）

様式



備考

- (1) 色彩は、線画及び文字を黒色とし、線及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

4 - 34 座席

4 - 34 - 6 - 1 性能要件

(1) 自動車の運転者席の幅は、4 - 12 - 7 - 1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。



備考

- (1) 色彩は、線画及び文字を黒色とし、線及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

4 - 28 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車（被けん引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。（平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係）



備考

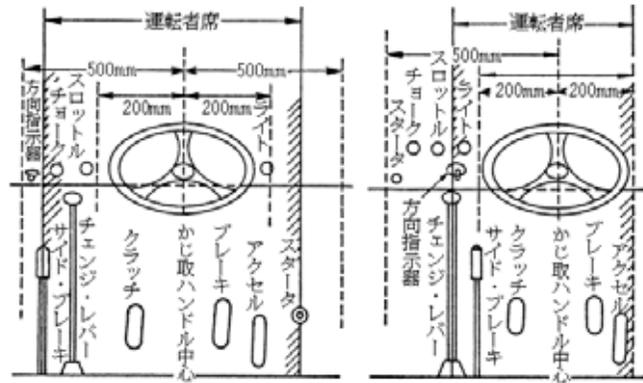
- (1) 色彩は、線画及び文字を黒色とし、線及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

4 - 34 座席

4 - 34 - 6 - 1 性能要件

(1) 自動車の運転者席の幅は、4 - 12 - 7 - 1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

(図)



(2) - (9) (略)

4 - 34 - 10 - 1 性能要件

(1) - (9) (略)

(10) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならない。

~ (略)

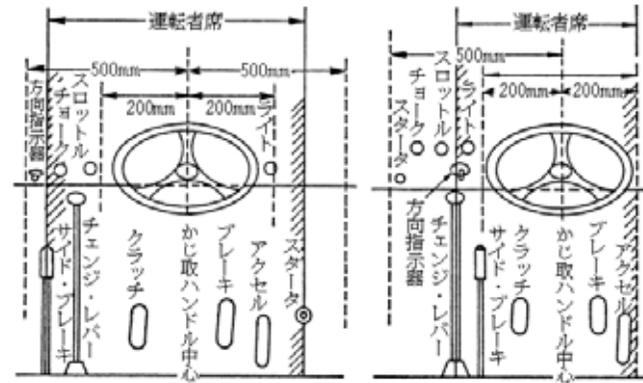
法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

(11)、(12) (略)

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準



(2) - (9) (略)

4 - 34 - 10 - 1 性能要件

(1) - (9) (略)

(10) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならない。

~ (略)

法第四十七条の 2 の規定により自動車を点検場合に取り外しを必要とする座席

(11)、(12) (略)

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準

第 22 条の 3 第 1 項関係)			第 22 条の 3 第 1 項関係)		
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの(以下この表において「運転者席等」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下「第二種座席ベルト」という。)	専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きなもの(以下この表において「運転者席等」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下「第 2 種座席ベルト」という。)
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。)		運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第 2 種座席ベルトを除く。以下「第 1 種座席ベルト」という。)
普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員 10 人以下のものを除く。)	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員 10 人以下のものを除く。)	すべての座席	第 1 種座席ベルト又は第 2 種座席ベルト
普通自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であつて、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	普通自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であつて、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第 1 種座席ベルト又は第 2 種座席ベルト
(2)～(4) (略)			(2)～(4) (略)		
4 - 38 頭部後傾抑止装置等			4 - 38 頭部後傾抑止装置等		
4 - 38 - 4 適用関係の整理			4 - 38 - 4 適用関係の整理		
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
(4) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 38 - 8 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係)			(4) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 38 - 9 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係)		

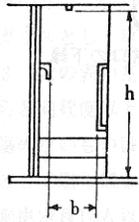
4 - 42 乗降口

4 - 42 - 7 - 2 性能要件

乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

(参考図)



b : 有効幅

h : 有効高さ

(略)

4 - 42 - 10 - 2 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

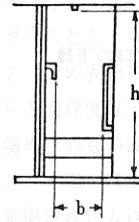
乗降口の有効高さは、1,600mm（4 - 40 - 1 (3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

4 - 42 乗降口

4 - 42 - 7 - 2 性能要件

乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。



b : 有効幅

h : 有効高さ

(略)

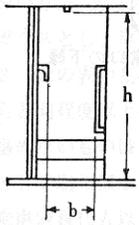
4 - 42 - 10 - 2 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さは、1,600mm（4 - 40 - 1 (3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

(参考図)



b: 有効幅  
h: 有効高さ

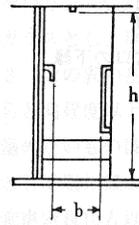
~ (略)  
(2)(略)

4 - 42 - 11 - 2 性能要件

- (1) (略)
- (2) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さは、1,600mm（4 - 34 - 1 (3)の規定により通路の有効高さを1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。



b: 有効幅  
h: 有効高さ

~ (略)  
(2)(略)

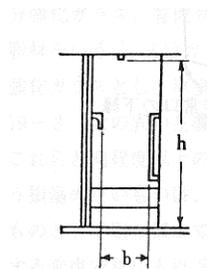
4 - 42 - 11 - 2 性能要件

- (1) (略)
- (2) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さは、1,600mm（4 - 34 - 1 (3)の規定により通路の有効高さを1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

(参考図)

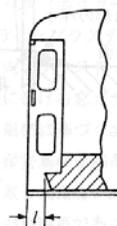


b:有効幅  
h:有効高さ

~ (略)

- (3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。  
空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあつては、300mm) 以下であり、有効奥行が 200mm 以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。

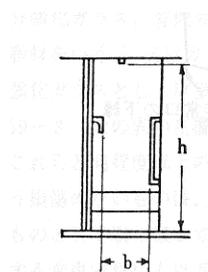
(図)



l:有効奥行

乗降口及び踏段は、(2) ( を除く。) の基準に準じたものであること。

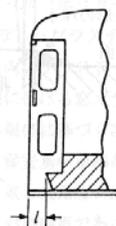
- (4) (略)



b:有効幅  
h:有効高さ

~ (略)

- (3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。  
空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあつては、300mm) 以下であり、有効奥行が 200mm 以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。



l:有効奥行

乗降口及び踏段は、(2) ( を除く。) の基準に準じたものであること。

- (4) (略)

<p>4 - 48 騒音防止装置</p> <p>4 - 48 - 5 - 2 性能要件 ( テスタ等による審査 )</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 6 - 2 性能要件 ( テスタ等による審査 )</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 7 - 2 性能要件 ( テスタ等による審査 )</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>法第 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 9 - 2 性能要件</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>法第 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 10 - 2 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p>	<p>4 - 48 騒音防止装置</p> <p>4 - 48 - 5 - 2 性能要件 ( テスタ等による審査 )</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>法 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 6 - 2 性能要件 ( テスタ等による審査 )</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>法 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 7 - 2 性能要件 ( テスタ等による審査 )</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>法 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 9 - 2 性能要件</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>法 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p> <p>4 - 48 - 10 - 2 性能要件</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>法 75 条の 2</u> 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)</p>
---	--

4 - 48 - 11 - 2 性能要件

- (1)、(2) (略)  
 (3) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 48 - 12 - 2 性能要件 (テスト等による審査)

- (1)、(2) (略)  
 (3) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 - 2 書面による審査

- (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下(1)において同じ。))を含む。)には適用せず、からまでの基準は、二輪自動車に適用しない。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)

~ (略)

ガソリンを燃料とする二輪自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値(炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。(細目告示第 41 条第 1 項第 16 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 8 号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
ア 4 サイクルの原動機を有する小型自動車又は軽自動車	20.0	2.93	0.51
イ 2 サイクルの原動機を有する小型自動車又は軽自動車	14.4	5.26	0.14

(略)

4 - 48 - 11 - 2 性能要件

- (1)、(2) (略)  
 (3) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 48 - 12 - 2 性能要件 (テスト等による審査)

- (1)、(2) (略)  
 (3) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 - 2 書面による審査

- (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下(1)において同じ。))を含む。)には適用せず、からまでの基準は、二輪自動車に適用しない。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)

~ (略)

ガソリンを燃料とする二輪自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値(炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。(細目告示第 41 条第 1 項第 16 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 8 号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
ア 四サイクルの原動機を有する小型自動車又は軽自動車	20.0	2.93	0.51
イ 二サイクルの原動機を有する小型自動車又は軽自動車	14.4	5.26	0.14

(略)

<p>(2) (略)</p> <p>4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持  4 - 51 - 5 - 1 性能要件  4 - 51 - 5 - 1 - 1 視認等による審査  なし。  4 - 51 - 5 - 1 - 2 書面等による審査  なし。</p> <p>4 - 51 - 6 - 1 - 2 書面等による審査  なし。</p> <p>4 - 51 - 8 従前規定の適用  及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 8 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。  軽油を燃料とする自動車であって平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(同項第 7 号の表の 2 及び第 8 号の表の 2 並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)  (略)</p> <p>4 - 52 ブローバイ・ガス還元装置  4 - 52 - 4 適用関係の整理  次に掲げる自動車については、4 - 52 - 5 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。  、 (略)  軽油を燃料とする自動車であって、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された(細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。)自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(同項第 7 号の表の 2 及び第 8 号の表の 2 並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。))については、4 - 52 - 8 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持  4 - 51 - 5 - 1 - 1 視認等による審査  なし  4 - 51 - 5 - 1 - 2 書面等による審査  なし</p> <p>4 - 51 - 6 - 1 - 2 書面等による審査 (4 - 51 - 8 - 1 )  なし。</p> <p>4 - 51 - 8 従前規定の適用  及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 8 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。  軽油を燃料とする自動車であって平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(同項第 7 号の表の 2 及び第 8 号の表の 2 並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)  (略)</p> <p>4 - 52 ブローバイ・ガス還元装置  4 - 52 - 4 適用関係の整理  次に掲げる自動車については、4 - 52 - 5 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。  、 (略)  軽油を燃料とする自動車であって、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された(細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第五号及び第六号(車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。)自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(同項第 7 号の表の 2 及び第 8 号の表の 2 並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。))については、4 - 52 - 8 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)</p>
---	---

- コメント [J1]: 3.5t 以下
- コメント [J2]: 3.5t 超
- コメント [J5]: 3.5t 以下
- コメント [J6]: 3.5t 超

- コメント [J3]: 3.5t 以下
- コメント [J4]: 3.5t 超
- コメント [J7]: 3.5t 以下
- コメント [J8]: 3.5t 超

<p>(略)</p> <p>4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例</p> <p>4 - 62 側方照射灯</p> <p>4 - 62 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 側方照射灯は、4 - 62 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取付けられなければならない。</p> <p>~ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 68 番号灯</p> <p>4 - 68 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、4 - 68 - 6 - 1 の基準に適合しないものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 - 78 後退灯</p> <p>4 - 78 - 5 従前規定の適用</p> <p>昭和32年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第3項第1号関係)</p> <p>4 - 78 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和39年4月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第2項第1号関係)</p> <p>4 - 78 - 7 従前規定の適用</p> <p>昭和44年3月31日以前に製作された自動車で長さ6m未満のものについては、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第2項第2号関係)</p> <p>4 - 78 - 8 従前規定の適用</p> <p>平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第3項第2号関係)</p>	<p>(略)</p> <p>4 - 56 - 1 窒素酸化物排出自動車等の特例</p> <p>4 - 62 側方照射灯</p> <p>4 - 62 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 側方照射灯は、4 - 56 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取付けられなければならない。</p> <p>~ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 - 68 番号灯</p> <p>4 - 68 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、4 - 68 - 6 - 1 の基準に適合しないものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 - 78 後退灯</p> <p>4 - 78 - 5 従前の規定の適用</p> <p>昭和32年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第3項第1号関係)</p> <p>4 - 78 - 6 従前の規定の適用</p> <p>昭和39年4月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第2項第1号関係)</p> <p>4 - 78 - 7 従前の規定の適用</p> <p>昭和44年3月31日以前に製作された自動車で長さ6m未満のものについては、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第2項第2号関係)</p> <p>4 - 78 - 8 従前の規定の適用</p> <p>平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第3項第2号関係)</p>
---	---

4 - 78 - 9 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第44条第1項、第2項第3号及び第4項関係)

4 - 103 最大積載量

(1)、(2) (略)

(3) 第五輪荷重の算出については、(2)の規定に準じて行うものとする。(細目告示第81条第2項第2号関係、細目告示第159条第2項第2号関係)

(4)～(7) (略)

(8) コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に次の比重を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。

ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m<sup>3</sup>を乗じて得た重量を減じたものとする。(細目告示第81条第2項第7号、細目告示第159条第2項第7号)

ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合には2.2 t/m<sup>3</sup>

以外であって、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にあってはその値

及び 以外の場合にあっては2.4 t/m<sup>3</sup>

(9) 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重(輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にあってはその値)を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。(細目告示第81条第2項第8号、細目告示第159条第2項第8号)

(見掛けの比重表)

(略)

(10) (略)

(11) 3 - 3 - 9(5)及び(6)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC : 牽引自動車の牽引重量

kg

4 - 78 - 9 従前の規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第44条第1項、第2項第3号及び第4項関係)

4 - 103 最大積載量

(1)、(2) (略)

(3) 第五輪荷重の算出については、(2)の規定に準じて行うものとする。(細目告示第81条第2項第2号関係、細目告示第159条第2項第2号関係)

(4)～(7) (略)

(8) コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に 2.4 t/m<sup>3</sup>(ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合には、2.2 t/m<sup>3</sup>)を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。

ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m<sup>3</sup>を乗じて得た重量を減じたものとする。(細目告示第81条第2項第7号、細目告示第159条第2項第7号)

(9) 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。ただし、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にはこの限りでない。(細目告示第81条第2項第8号、細目告示第159条第2項第8号)

(見掛けの比重表)

(略)

(10) (略)

(11) 3 - 3 - 8(5)及び(6)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC : 牽引自動車の牽引重量

kg

<p>G C W : 連結車両総重量 (別添 8 「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10 k g 未満を切り捨てた値とする。) kg</p> <p>W : 牽引自動車の車両総重量 kg</p> <p>P : 牽引自動車の第五輪荷重 kg</p> <p>5 - 15 トラック・バスの制動装置</p> <p>5 - 15 - 2 - 2 視認等による審査 (略)</p> <p>5 - 15 - 3 欠番</p> <p>5 - 15 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 16 乗用車の制動装置</p> <p>5 - 16 - 2 - 2 視認等による審査 (略)</p> <p>5 - 16 - 3 欠番</p> <p>5 - 16 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 17 二輪車の制動装置</p> <p>5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査 (略)</p> <p>5 - 17 - 3 欠番</p> <p>5 - 17 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>5 - 19 - 1 装備要件</p> <p>(1) 被牽引自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 19 - 2 の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。(保安基準第 12 条第 1 項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 19 - 2 性能要件</p> <p>5 - 19 - 2 - 1 テスタ等による審査</p>	<p>G C W : 連結車両総重量 (別添 8 「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10 k g 未満を切り捨てた値とする。) kg</p> <p>W : 牽引自動車の車両総重量 kg</p> <p>P : 牽引自動車の第五輪荷重 kg</p> <p>5 - 15 トラック・バスの制動装置</p> <p>5 - 15 - 2 - 2 視認等による審査 (略)</p> <p>5 - 15 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 16 乗用車の制動装置</p> <p>5 - 16 - 2 - 2 視認等による審査 (略)</p> <p>5 - 16 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 17 二輪車の制動装置</p> <p>5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査 (略)</p> <p>5 - 17 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>5 - 19 - 1 装備要件</p> <p>(1) 被けん引自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 19 - 2 の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。(保安基準第 12 条第 1 項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 19 - 2 性能要件</p> <p>5 - 19 - 2 - 1 テスタ等による審査</p>
--	--

<p>(略)</p> <p>5 - 19 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(略)</p> <p>5 - 19 - 3 欠番</p> <p>5 - 19 - 4 適用関係の整理</p> <p>(略)</p> <p>5 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>5 - 20 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、<u>5 - 15 - 2 - 1 (3)</u> の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第 172 条第 2 項関係)</p> <p><u>5 - 15</u> 又は <u>5 - 16</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 15 - 2 - 2 (2)</u> の基準</p> <p><u>5 - 18</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 18 - 2 - 2 (2)</u> の基準</p> <p>(3) <u>5 - 19 - 2 - 2 (3)</u> 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで <u>5 - 15 - 2 - 3 (3)</u> 及び <u>5 - 18 - 2 - 1 (3)</u> の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 3 項関係)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 牽引自動車 (最高速度 35km /h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 172 条第 5 項関係)</p> <p><u>5 - 15</u> 又は <u>5 - 16</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 15 - 2 - 2 (2)</u> の基準</p> <p><u>5 - 17</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 18 - 2 - 2 (2)</u> の基準</p> <p><u>5 - 18</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 18 - 2 - 2 (2)</u> の基準</p> <p>(6) <u>5 - 16</u> の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2. 及び <u>5 - 15 - 2 - 1 (3)</u> の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 8 項関係)</p>	<p>(略)</p> <p>5 - 19 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(略)</p> <p>5 - 19 - 4 適用関係の整理</p> <p>(略)</p> <p>5 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>5 - 20 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、<u>5 - 15 - 2 - 2 (2) ア</u> の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第 172 条第 2 項関係)</p> <p><u>5 - 15 - 2 - 1 (2)</u> 又は <u>(3)</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 15 - 2 - 1 (2)</u> の基準</p> <p><u>5 - 15 - 2 - 1 (5)</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 15 - 2 - 1 (5)</u> の基準</p> <p>(3) <u>5 - 15 - 2 - 1 (7)</u> 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで <u>5 - 15 - 2 - 2 (2) ア</u> 及び <u>5 - 15 - 2 - 2 (2) ウ</u> の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 3 項関係)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 牽引自動車 (最高速度 35km /h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 172 条第 5 項関係)</p> <p><u>5 - 15 - 2 - 1 (2)</u> 又は <u>(3)</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 15 - 2 - 1 (2)</u> の基準</p> <p><u>5 - 15 - 2 - 1 (4)</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 15 - 2 - 1 (4)</u> の基準</p> <p><u>5 - 15 - 2 - 1 (5)</u> の自動車に牽引される場合にあつては、<u>5 - 15 - 2 - 1 (5)</u> の基準</p> <p>(6) <u>5 - 15 - 2 - 1 (3)</u> の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2. 及び <u>5 - 15 - 2 - 2 (2) ア</u> の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 8 項関係)</p>
---	--

<p>5 - 24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>5 - 24 - 1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び5 - 22 - 1(1) から までに掲げる基準とする。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 176 条第 2 項関係)</p> <p><u>5 - 24 - 2 欠番</u></p> <p><u>5 - 24 - 3 欠番</u></p> <p>5 - 24 - 4 適用関係の整理</p> <p>4 - 24 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 26 車枠及び車体</p> <p>5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第2項関係)</p> <p>(略)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、5 - 29 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの（参考図）(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) - (8) (略)</p> <p>5 - 28 車体表示</p> <p>5 - 28 - 1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車（被けん引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)</p>	<p>5 - 24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>5 - 24 - 1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び5 - 22 - 1 - 1(1) から までに掲げる基準とする。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 176 条第 2 項関係)</p> <p>5 - 24 - 4 適用関係の整理</p> <p>4 - 24 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 26 車枠及び車体</p> <p>5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第2項関係)</p> <p>(略)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、5 - 23 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの（参考図）(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) - (8) (略)</p> <p>5 - 28 車体表示</p> <p>5 - 28 - 1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車（被けん引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)</p>
---	--

様式



備考

- (1) 色彩は、線画及び文字を黒色とし、線及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

5 - 34 座席

5 - 34 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 184 条第 1 項関係）

自動車の運転者席の幅は、5 - 12 - 1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。



備考

- (1) 色彩は、線画及び文字を黒色とし、線及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

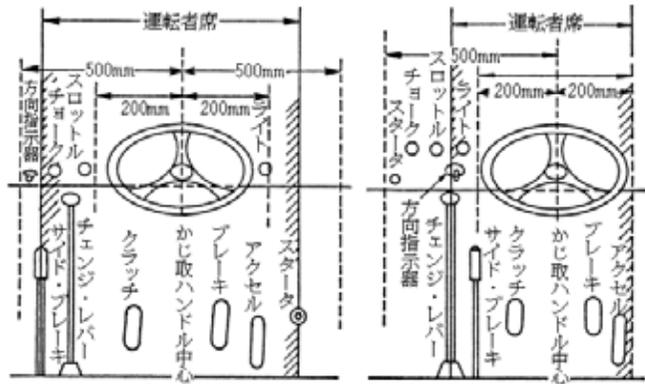
5 - 34 座席

5 - 34 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 184 条第 1 項関係）

自動車の運転者席の幅は、5 - 12 - 1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

(図)



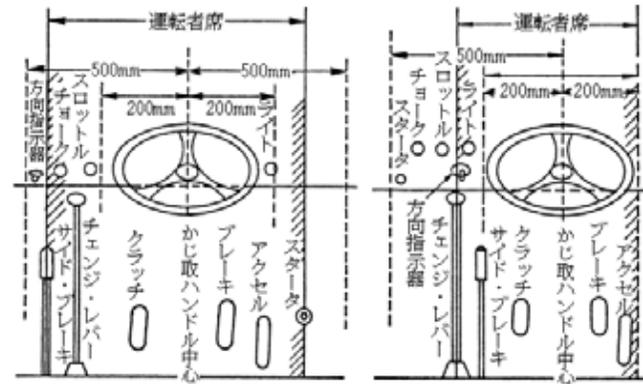
~ (略)

(2) - (7) (略)

5 - 36 座席ベルト等

5 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席( 5 - 34 - 1 (5)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)



~ (略)

(2) - (7) (略)

5 - 36 座席ベルト等

5 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席( 5 - 34 - 1 (5)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係)

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの(以下この表において「運転者席等」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下「 <u>第二種座席ベルト</u> 」という。)
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。以下「 <u>第一種座席ベルト</u> 」という。)又は <u>第二種座席ベルト</u>
普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員 10 人以下のものを除く。)	すべての座席	<u>第一種座席ベルト</u> 又は <u>第二種座席ベルト</u>
普通自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であつて、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	<u>第一種座席ベルト</u> 又は <u>第二種座席ベルト</u>

(2)～(4) (略)

5 - 42 乗降口

5 - 42 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1)～(3) (略)

(4) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他の自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの(以下この表において「運転者席等」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下「 <u>第二種座席ベルト</u> 」という。)
	運転者席等以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。以下「 <u>第一種座席ベルト</u> 」という。)又は <u>第二種座席ベルト</u>
普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員 10 人以下のものを除く。)	すべての座席	<u>第一種座席ベルト</u> 又は <u>第二種座席ベルト</u>
普通自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であつて、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	<u>第一種座席ベルト</u> 又は <u>第二種座席ベルト</u>

(2)～(4) (略)

5 - 42 乗降口

5 - 42 - 2 性能要件(視認等による審査)

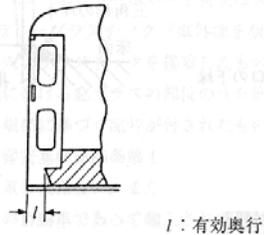
(1)～(3) (略)

(4) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造

等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。（保安基準第25条第6項関係、細目告示第191条第4項関係）

空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm（最下段の踏段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）が200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が200mmあればよい。

(図)



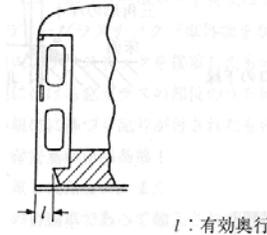
(略)

- 5 - 59 前照灯照射方向調節装置
- 5 - 59 - 2 性能要件（視認等による審査）
- (略)
- 5 - 59 - 3 欠番
- 5 - 59 - 4 適用関係の整理
- (略)

- 5 - 61 前部霧灯
- 5 - 61 - 3 取付要件（視認等による審査）
- (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付け

等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。（保安基準第25条第6項関係、細目告示第191条第4項関係）

空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm（最下段の踏段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）が200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が200mmあればよい。



(略)

- 5 - 59 前照灯照射方向調節装置
- 5 - 59 - 2 性能要件（視認等による審査）
- (略)
- 5 - 59 - 4 適用関係の整理
- (略)

- 5 - 61 前部霧灯
- 5 - 61 - 3 取付要件（視認等による審査）
- (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付け

<p>られなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 199 条第 3 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>前部霧灯は、灯器の取付部に緩み、がたがない等 5 - 61 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 65 前部反射器</p> <p>5 - 65 - 1 装備要件</p> <p>被牽引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。(保安基準第 35 条第 1 項)</p> <p>5 - 66 側方灯</p> <p>5 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>側方灯は、5 - 68 - 3 (1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下この項において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5 - 79 - 3 の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 87 盗難発生警報装置</p> <p>5 - 87 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p>	<p>られなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 199 条第 3 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>前部霧灯は、灯器の取付部に緩み、がたがない等 5 - 55 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 65 前部反射器</p> <p>5 - 65 - 1 装備要件</p> <p>被けん引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。(保安基準第 35 条第 1 項)</p> <p>5 - 66 側方灯</p> <p>5 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>側方灯は、5 - 68 - 3 (1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下 5 - 66 - 3 (1) において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5 - 79 - 3 の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。</p> <p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 87 盗難発生警報装置</p> <p>5 - 87 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p>
--	--

<p>5 - 87 - 3 欠番 5 - 87 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 103 最大積載量 (1) ~ (7) (略) (8) コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に次の比重を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。 ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200kg/m<sup>3</sup> を乗じて得た重量を減じたものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 7 号) <u>ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合には 2.2 t/m<sup>3</sup></u> <u>以外であって、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にあってはその値</u> <u>及び 以外の場合にあっては 2.4 t/m<sup>3</sup></u> (9) 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重(輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にあってはその値)を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 8 号) (見掛けの比重表) (略) (10) (略) (11) <u>3 - 3 - 9</u> (5) 及び (6) の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。 (算式) <math>TC = GCW - (W - P)</math> この場合において TC : 牽引自動車の牽引重量 kg GCW : 連結車両総重量(別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10k g 未満を切り捨てた値とする。) kg W : 牽引自動車の車両総重量 kg P : 牽引自動車の第五輪荷重 kg</p>	<p>5 - 87 - 4 欠番 5 - 87 - 4 適用関係の整理 (略)</p> <p>5 - 103 最大積載量 (1) ~ (7) (略) (8) コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に <u>2.4 t/m<sup>3</sup>(ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合には 2.2 t/m<sup>3</sup>)</u> を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。 ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200kg/m<sup>3</sup> を乗じて得た重量を減じたものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 7 号) (9) 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。<u>ただし、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にはこの限りでない。</u>(細目告示第 237 条第 2 項第 8 号) (見掛けの比重表) (略) (10) (略) (11) <u>3 - 3 - 8</u> (5) 及び (6) の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。 (算式) <math>TC = GCW - (W - P)</math> この場合において TC : 牽引自動車の牽引重量 kg GCW : 連結車両総重量(別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10k g 未満を切り捨てた値とする。) kg W : 牽引自動車の車両総重量 kg P : 牽引自動車の第五輪荷重 kg</p>
--	---

別添3 (2-17関係)  
出張検査実施要領

別添4 (2-18関係)  
街頭検査等実施要領

第1条~第5条 (略)

第6条 (整備確認)

1~4 (略)

5 1から4までの規定は、道路交通法第63条第7項による故障車両の整備確認につ  
いて審査を行う場合に準用するものとする。

この場合において、「整備命令書」とあるのは「整備通告書」と、「保安基準不適合  
箇所」とあるのは「整備を要する事項」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第7条、第8条 (略)

附 則 (平成14年7月1日検査法人規程第11号)

本規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月1日検査法人規程第35号)

本規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月1日検査法人規程第37号)

本規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月27日検査法人規程第38号)

本規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日検査法人規程41号)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月24日検査法人規程第43号)

この規程は、平成14年10月25日から施行する。

附 則 (平成14年10月30日検査法人規程第44号)

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月18日検査法人規程第52号)

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

ただし、2-11-9及び4-103(2)又は5-103(2)の規定は、平成15年4月1日から施行する。

また、2-11-9の規定は、平成15年4月1日以降に初めて新規検査又は予備検査を受ける自動車から適用する。

附 則 (平成15年3月28日検査法人規程第64号)

別添3 (2-16関係)  
出張検査実施要領

別添4 (2-17関係)  
街頭検査等実施要領

第1条~第5条 (略)

第6条 (整備確認)

1~4 (略)

第7条、第8条 (略)

附 則 (平成14年7月1日検査法人規程第11号)

本規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月1日検査法人規程第35号)

本規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月1日検査法人規程第37号)

本規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月27日検査法人規程第38号)

本規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日検査法人規程41号)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月24日検査法人規程第43号)

この規程は、平成14年10月25日から施行する。

附 則 (平成14年10月30日検査法人規程第44号)

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月18日検査法人規程第52号)

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

ただし、2-10-9及び4-96(2)又は5-96(2)の規定は、平成15年4月1日から施行する。

また、2-10-9の規定は、平成15年4月1日以降に初めて新規検査又は予備検査を受ける自動車から適用する。

附 則 (平成15年3月28日検査法人規程第64号)

<p>この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  ただし、2 - 4 の規定については、この改正規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 30 日までは、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 4 月 3 日検査法人規程第 1 号）  この規程は、平成 15 年 4 月 4 日から施行する。</p> <p>ただし、<u>3 - 3 - 9(8)</u>の規定については、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 4 月 23 日検査法人規程第 2 号）  この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 5 月 28 日検査法人規程第 6 号）  この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 7 月 1 日検査法人規程第 8 号）  この規程は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 8 月 19 日検査法人規程第 13 号）  この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 9 月 26 日検査法人規程第 15 号）  この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 10 月 1 日検査法人規程第 16 号）  この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 10 月 31 日検査法人規程第 18 号）  この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>ただし、この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式 1 による自動車検査票 1 は、この規程による改正後の様式 1 にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載して使用することができる。</p> <p>附 則（平成 15 年 12 月 1 日検査法人規程第 23 号）  この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 12 月 26 日検査法人規程第 25 号）  この規程は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 2 月 26 日検査法人規程第 27 号）  この規程は、平成 16 年 2 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 3 月 31 日検査法人規程第 32 号）  この規程は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 4 月 16 日検査法人規程第 2 号）  この規程は、平成 16 年 4 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 6 月 8 日検査法人規程第 4 号）  この規程は、平成 16 年 6 月 10 日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 16 年 6 月 29 日検査法人規程第 6 号）</u>  <u>この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  ただし、2 - 4 の規定については、この改正規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 30 日までは、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 4 月 3 日検査法人規程第 1 号）  この規程は、平成 15 年 4 月 4 日から施行する。</p> <p>ただし、<u>3 - 3 - 8(8)</u>の規定については、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 4 月 23 日検査法人規程第 2 号）  この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 5 月 28 日検査法人規程第 6 号）  この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 7 月 1 日検査法人規程第 8 号）  この規程は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 8 月 19 日検査法人規程第 13 号）  この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 9 月 26 日検査法人規程第 15 号）  この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 10 月 1 日検査法人規程第 16 号）  この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 10 月 31 日検査法人規程第 18 号）  この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>ただし、この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式 1 による自動車検査票 1 は、この規程による改正後の様式 1 にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載して使用することができる。</p> <p>附 則（平成 15 年 12 月 1 日検査法人規程第 23 号）  この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 15 年 12 月 26 日検査法人規程第 25 号）  この規程は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 2 月 26 日検査法人規程第 27 号）  この規程は、平成 16 年 2 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 3 月 31 日検査法人規程第 32 号）  この規程は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 4 月 16 日検査法人規程第 2 号）  この規程は、平成 16 年 4 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 16 年 6 月 8 日検査法人規程第 4 号）  この規程は、平成 16 年 6 月 10 日から施行する。</p>
---	---